

■標準顧問契約料金<月額>

平成26年4月改定

御社の取引金額(年間売上高)	月額顧問料金
2千万円未満	37,800円
2千万円以上～5千万円未満	48,600円
5千万円以上～1億円未満	64,800円
1億円以上～2億円未満	75,600円
2億円以上～3億円未満	86,400円
3億円以上～5億円未満	108,000円
5億円以上～10億円未満	129,600円

※年間売上高10億円以上の場合はご相談の上決定させていただきます。

※業種や作業量に応じて顧問料金をご相談させて頂く場合もございます。

■創業支援顧問契約料金<月額>

※創業3年未満まで

御社の取引金額(年間売上高)	月額顧問料金
2千万円未満	32,400円

※年間売上高2千万円以上の場合は標準顧問契約料金にさせていただきます。

お客様の資金繰りも考慮し、別途決算料は頂戴しておりません。

従来の税理士事務所は、毎月の顧問料に決算料や消費税の申告書作成料などを別途請求しておりますが、申告月の**資金繰りが苦しくなるのを考慮**して私は**毎月定額の顧問料設定**にしております。

	取引金額 (売上高)	月額顧問料金	決算申告書作成費等	年間顧問費合計	1ヶ月あたり
A社	2千万円以上 5千万円未満	37,800円	205,200円	658,800円	54,900円
B社	2千万円以上 5千万円未満	43,200円	226,800円	745,200円	62,100円
三ヶ尻	2千万円以上 5千万円未満	48,600円	0円	583,200円	48,600円

※これはあくまで一例です。決算申告書作成費などは、月額顧問料金の約4倍というのが一般的です。